

◆◇◆町内の他学区入学に関して◆◇◆

野辺地町立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（平成二十七年十二月二十八日 教育委員会規則第一号）より抜粋

（通学区域）

第二条 小中学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

（指定校変更の申立て）

第四条 学齢児童を、町内の通学区域外の小学校に通学させようとする保護者は他学区入学許可申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請について、別表第2に規定する許可基準に該当すると認めるときは、他学区入学許可書（様式第2号）により当該申請者並びに就学予定校に通知するものとする。

別表第1（第2条関係）

小中学校通学区域

学 校 名	通学区域（行政区名）
野辺地小学校	駅前一区、駅前二区、枇杷野、琵琶野、鳴沢、松ノ木平、川目 下町一区、下町二区、本町、城内、上袋町、中袋町、えぼし
若葉小学校	金沢町、下袋町、新道、浜町、八幡町、新町、木明、明前、有戸 蟹田、目ノ越
馬門小学校	馬門一区、馬門二区
野辺地中学校	野辺地町全域

別表第2（第4条関係）

他学区入学許可基準

	理由	内容	添付書類
1	住居に関する理由	<p>◇転居後引き続き転居前の学校に就学を希望する場合</p> <p>◇住宅の新築・増築等により、概ね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合</p>	<p>◇住民票謄本</p> <p>◇建築確認申請書の写し</p> <p>◇工事請負契約書の写し等</p> <p>◇賃貸借契約書の写し等</p> <p>◇売買契約書の写し</p>
2	家庭に関する理由	<p>◇保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、父母の勤務先や祖父母宅等で保護者が帰宅するまで過ごすことを常態としている等、下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合</p> <p>◇家庭の事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に居住している通学区域の学校へ通学を希望する場合</p> <p>◇本人の兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合</p>	<p>◇保護者の就労証明書等</p> <p>◇預かる者の承諾書等</p> <p>◇居住を証明するもの</p> <p>◇民生委員の意見書等</p> <p>◇兄弟等の在学証明書</p>
3	身体的理由	<p>◇心身の障害や疾患、長期通院等の事由により、通学・通院等の利便性を考慮する必要があると認められる場合</p>	<p>◇医師の診断書及び校長の意見書等</p>
4	教育的配慮	<p>◇指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある学校を希望する場合</p> <p>◇「いじめ」「不登校」等により、指定校への通学について考慮する必要があると認められる場合</p> <p>◇通学区域の学校に就学することが、地理的条件からみて困難である又は通学距離・交通の利便性等を勘案すべきと認められる場合</p>	<p>◇事実のわかる書類等</p>
5	その他	<p>◇前各項に掲げられるもののほか、特に指定校変更を必要とする相当の理由があると認められる場合</p>	<p>◇校長の意見書等教育委員会が求める書類</p>